

意見書の意見の要旨と主な意見【公益上の必要に関して】

| 意見の要旨と主な意見 | |
|------------|--|
| 公益上の必要 | 公益上の必要について |
| | (主な意見) |
| | <p>基本的には水害・浸水対策ですので、賛成で、早く実現してほしい。</p> <p>放水路ポンプ場建設予定地内にある軽費老人ホームは、地域からの利用要望が高い施設であり、今後とも地域の高齢者の生活を守る責務を果たすために、現在地において軽費老人ホーム事業を継続できるかたちでの工事を切望いたします。</p> <p>想定できる規模の豪雨だけでも水害を被っている地域に、寝屋川流域に降った雨水も地下河川を通して集められてきますと、さらに被害が増大することが懸念されます。温暖化などで自然災害の脅威が増している現在、27年前の計画に固守することなく、放流吐口の位置変更を含めて大深度地下ラインや放水路ポンプ場建設の変更を検討され、再度計画し直していただきますよう希望します。</p> |

意見書の意見の要旨と主な意見【大深度地下の適正かつ合理的な利用に関して】

| 意見の要旨と主な意見 | |
|---------------|---|
| 大深度地下空間の利用調整等 | 大深度地下空間の利用調整等について |
| | (主な意見) |
| | <p>当該事業の対象となる寝屋川北部地下河川は淀川左岸線延伸部のトンネル2本と一部で相隣接して、しかも共に地下70mから40mの深さで3本のトンネルが並行して通ることになります。地下の構造物が隣接する場合の間合いの取り方はどうなっているのですか。</p> <p>都島区では地下河川は淀川左岸線延伸部と離れますが、城東区と鶴見区では狭い範囲淀川左岸線に延伸部2本と地下河川1本が並行して通ることになります。工事の安全性は使用後の安心のことを考えると、どちらかが深さを変えることや離すことが必要になります。事前に調整を行っているはずですが、このことの説明会があってもいいと考えます。</p> |

意見書の意見の要旨と主な意見【環境の保全に関して】

| 意見の要旨と主な意見 | |
|---|--|
| 環境の保全 | ① 地下水について |
| | (主な意見) |
| | 今回のトンネル工事範囲では地質が均一でなく、大阪層群の砂質層と粘性層とが交互に繰り返り重なっている場所を4キロメートルにわたって横断し、多くの地下水脈を横断することになるが、問題はないのでしょうか。 |
| | 淀川左岸線延伸部の環境アセスメントは行われましたが、当該地下河川と近接して措置するためには当然両者合わせて一体のものとして環境影響を評価する必要があるはずです。その時、表層の地下水ばかりでなく、地下70から80mのある深層の被圧地下水が3本のトンネルと城北と鶴見の立坑や都島もポンプ場、淀川左岸線延伸部の換気施設によってどのような影響を受けるのか明らかにしていただきたい。 |
| | 申請書別添書類第6号12頁に「事後調査」で「著しい変化が見られる場合には・・・」とあるが、これはどういうケースが考えられるのか、また、過去の事例などを含めて説明して欲しい。 |
| | ② 施設設置による地盤変位について |
| (主な意見) | |
| 地下河川トンネルの外壁と、淀川左岸線延伸部外壁との距離が、一部で2メートル程度の非常に近い地点があると聞いたが、工事中の事故の可能性や、長期間でのトンネル位置変動などで問題あるのではないかい。 | |
| ③ 掘削土の処理について | |
| (主な意見) | |
| 城北川取水立坑施設の工事に際して、この道路は左右2車線の狭い住宅道路ですが、大型トラックが、一日何台、どのルートを、どの程度の期間、通行するのでしょうか。また、「申請書別添書類6号27頁」には、「低騒音型の機械を使用する」とあるが、事前評価した結果はあるのか。 なお、城北川取水立坑施設の出入り口だけでなく、住宅街全体の交通安全対策はされますか。その場合、振動、騒音、排気ガス増加が当然見込まれますが、この対策の事前評価はしていますか。これらを住民に説明してください。 | |
| ④ その他(環境全般) | |
| (主な意見) | |
| 淀川左岸線延伸部道路計画との両者の工事が同時期に行われ重複することがある場合、申請書別添書類6号5頁に、「必要に応じ追加的な調査を行う」とあるが、これに「住民の要望がある場合も含めて」と追記してほしい。 | |
| これだけの大工事ですが、環境アセスメントがないという根拠は何ですか。 | |
| トンネル内部を事業区域とすることから、立体的都市計画を設定する範囲は増えることになります。 寝屋川北部地下河川の事業範囲が小さいので環境アセスメントは行わないと説明会では聞きましたが、大深度地下で使用する立体的都市計画を設定する範囲が広くなると事業範囲が小さいとは言えなくなるではありませんか。 | |
| ⑤ その他(騒音・振動・低周波・電磁波) | |
| (主な意見) | |
| 城北川取水施設の工事に際して、振動、騒音等の対策はどうなっているのか説明がありませんでした。近くには病院や学校がいくつかあります。上記地点からシールド工事に際して、地上への低周波等の影響を調べる為、事前及び工事中、又供用時の調査、測定が必要であると考えます。 | |
| ⑥ その他(過去の事故事例) | |
| (主な意見) | |
| これまで国内では多くのトンネル事故・地盤陥没がありましたが、それらのすべての事故原因の教訓、対策を生かした工事であることを、説明してほしい。 | |

意見書の意見の要旨と主な意見【その他】

| | | 意見の要旨と主な意見 |
|-----|--|--|
| その他 | ① | 法律の考え方等について |
| | | (主な意見) |
| | | 大深度トンネルの地上の住宅地価について、このトンネルによる価格の低下はないという根拠は。 |
| | | 直上には井戸がなく地下利用の影響が地上には及ばないとのことでしたが、井戸以外に影響はないのか。改築、増築、新築に対する制限はかからないのか。直上の住民には障りがなければ、その隣接部に住んでいる人には全く影響も制限もないと考えていいのか。 |
| | ② | 工事中の施工管理等について |
| | | (主な意見) |
| | | 淀川左岸線延伸部道路計画との両者を合わせた、責任体制(最終の工事責任者)を明らかにしてほしい。 |
| | | 地下70mでの工事での事故での救急、避難対策は十分か。 |
| | ③ | 申請区間以外の工事等について |
| | | (主な意見) |
| | 地下河川の新設と共に寝屋川流域の総合的な治水対策が必要になっています。地下河川の完成までには年数がかかります。しかし、近年の台風や大雨の激しさは特段の対策が早急に必要としています。上流部に遊水池を広く設けることは工事なしにできます。寝屋川や淀川の川底を浚渫して川の水面を下げると河川の湛水量を増やし、大川の水面を下げることで寝屋川からの流下を容易にすることができます。寝屋川上流と毛馬でのポンプによる排水機能を強化することも必要です。避けられない大地震で堤防が沈下して津波と洪水とならないように淀川と大和川の堤防の強化、補強も必要です。地震が頻発し、台風と洪水で日本の各地に被害が出ていますが、大阪だけが被害を逃れられるとは思えません。日本政府の温暖化対策が世界的にも最も遅れているグループに属していることが気候変動の国際会議で露呈してしまいましたが、政府の施策を待たなくても寝屋川流域の大阪市民と大阪府民の命と生活を守る大阪府の対策を期待します。 | |